

中外新聞

合本

卷四

西垣文庫 特
文庫 10
7323
4

65 70 75 80 85

特文庫10

7323

4

慶應四年五月廿三板

中外新聞

卷四

第廿一号より
第廿七号まで

開物社印

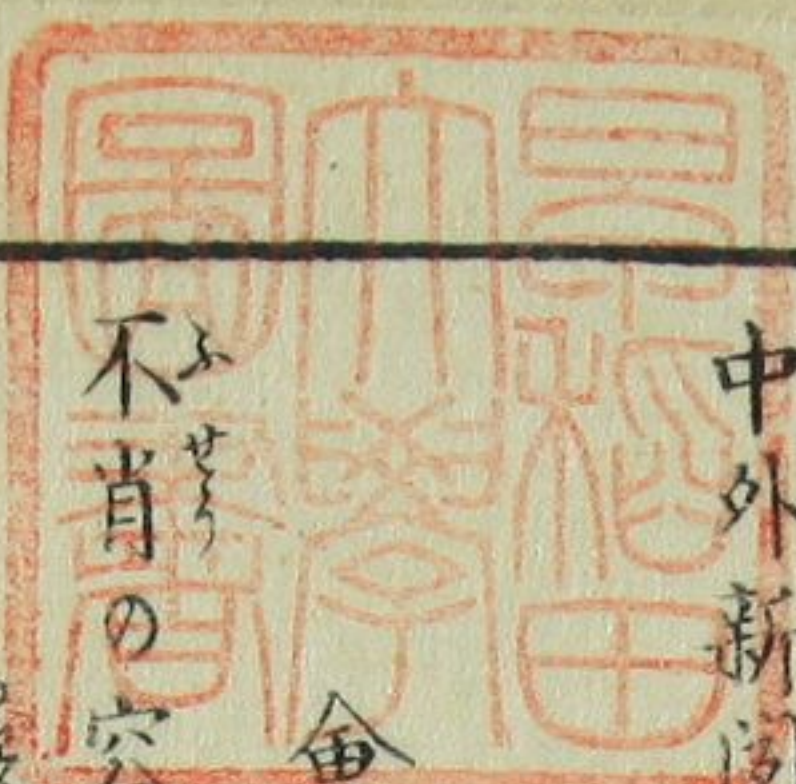
中外新聞第二十一号

慶應四年閏四月六日

西遊文庫

會津侯の歎願書

不肖の容保謹て奉言上い去戌年以來在京奉職仕い処料ら
 ちも無限い天恩を蒙り冥加い至極奉存い然い処宗家□□以
 下不束いの次才いて天怒い又觸いと山親征いに仰出い趣遙い
 又奉伺誠い以て驚愕いの至奉惱い宸襟い以条重い恐入奉存い
 京都の儀ハ容保專職い有之今日の形勢い又立至いり以段旁い以
 何共可い上い扱無い座畢竟容保上□□を補翼いく不能安い
 宸襟下ハ頑固疎暴いの家臣共制馭不行い届いの所致い又座以間



第廿一号

何卒□□ 儀寛大の 思召を以て由取扱成下度奉懇願の
容保儀ハ退隱の上在所へ引退き恭順謹慎 由沙汰奉待の
右の趣宜由執成 由奏聞の儀伏し奉懇願以誠恐誠惶頓
首敬白

二月

容保謹上

此歎願書諸侯伯より手寄を求め何卒して 天聽に達し奉
り由松種に尽力せりと雖も拒斥せられて未だ達せんと
云ふ或ハ曰私を達せしむる公けに達せざる間ハ由
受取の由沙汰られありとも聞らぬ他の諸侯の歎願書も
同松の事らるより凡聞を何れもせよ 由政度由一新の

折柄ふまに其事の成否を鬼も角も諸方より出る書面等
何卒中途に擁蔽の患あり松に致し度ものあり

○督府参謀木梨精一郎外一人より由達由書付

江川太郎左エ門へ

外十三人へ同文

近日一種の兇黨等処々屯會し良民を欺き恣意暴行の趣
不畏 天威言語道断の所業より各右の徒等其支配所へ入
込はるる悉く召捕置可詐出は万人多人數手より餘り由
近隣の各藩中合急速撃取万民安堵可為致事

辰四月

東海道鎮撫府總督 印

副將 印

○らーやめんの話

外国人の妻を俗よりラヤメンと稱を其縁故を横濱繁昌記といふ書より詳々あり

或る人横濱在苗西洋人の為る妻を媒を其媒約の注文を出しつゝを西洋人の居苗処より寓居の南京人より筆談を以て頼みより此方の媒人も稍文字を解しつゝ故筆談より注文を受けより其注文書年齢を幾歳より幾歳までの間給金の

如何程ふと云ふ事悉く氷解して疑ひあり然るも顔色を日字振ある面相の女を望むと記しつゝ此方の媒人のいさしう不審あがり奇ある注文もつゝ有る物ともひて態をだんづいつらの女を两三輩撰み出し連と行き々見せつゝ一人も氣を入らぬと云ふ何事が氣を入らぬと問へば顔付が注文よ合をいふと云ふ顔とを注文の日字振あれと云へば南京人一圓承知せぬ段其故を問へば南京人曰く吾が注文しつゝを篆書の日字振あり然るも公の携へ来りし八分の日字様ありと云て互に絶倒せり生物知りの事を誤り例世より少くををん

按ぢるは篆書の日字を日と作り即ちホソオモテと
いたゆる龍長面あり媒人の連れ行き一者の棋局面と
日字形あり一と見ゆ若一試は粉團面(ボタモチガシ)の女
を連れと行き大塚の日字様ありと云はる南京人再び棒
腹絶倒をぐきや

契霞仙史 録

○佛蘭西在函友人書状の写

博覽會も去る十月八日終は相成り
博覽會は付諸国の帝王當国へ送られは當時澳地利帝兄弟
三人逗留致されは又付調練一覽は相成り三兵合せは五万

人其中騎兵一万大砲百挺有之目ざまりき事は座は
佛蘭西帝の輕便あり事ハ自ら馬車の馬を使ひ諸人は交り
往来致されは後者僅は三四人は座は後宮も宮女僅は三
四名の由奥向の入用を至て少き事とて其代りは兵備は
莫大の入費を不惜由をぐて宮女の多き国を必衰微い
はと西洋人常し居は
巴勒の警衛を都の周圍は大なる惶を掘高土手を築き要處
は小堡あり事有る時ハ土手へ大砲を備へ兵を出さ右
又付如何ある侵襲有之はと巴勒の住人立退の沙汰無之
安心の至りは座は且外国の氣風ハ唯其主君を守るとのみ

又無之国民を保護する事を專一と致し以故連年の戦争有
之にても左のみ百姓町人又大なる難儀に掛り不中
屯所の都下にも多く有之常々番兵を置き事行る時互に
テレガラフコト合図いし以都下の勿論在方村にも至
る迄蒸気車の通路自由にして座の故千里の遠き又兵を出し
以極迅速にして座の兵糧も蒸気車にて運送いし以故思
ひの外遠國の軍も手輕なる事又座の
巴勒を實は馬の多き所として驚き入る騎兵の分を除き馬車
は用る馬凡三万餘匹これ有り
壤地利帝巴勒の窮民は十萬フランクの金を施行いしこれ

以土耳其域羅斯帝漏生の帝王も同松と中事
巴勒は日本の京都より少し大なり江戸程の大都會の歐羅
巴は無之に都府の立派ある事世界第一と中は去あつら
窮民多く三十歳より妻を迎へ以者も早き方あり早く子を
持以ては養育も甚困る由あり婦人悉く内職を致し以但
衣類は何も立派な座
婦人の實は美あり色艶くまげ白く肌細うすく鼻高く唇薄
く言葉やさしく
帝王いづれも時々芝居見物に出られ既は此頃、壤地利
帝芝居へ往これ以平人又異なる事なく往來制止も無く只

帽子を脱ぎ計りて誠又手輕の事あり
諸国の帝王本國より巴勒來る從者僅又六七人又過ぎ不
やい
諸色高價又ハ殆閉口致ハ大凡日本より三四倍と存以下
去器械錢砲ふとハ日本より下直又座ハ

中外新聞第廿二号

慶應四年閏四月八日

大總督府よりの函達書二通

田安中納言

江府鎮撫萬端取締の儀に委任に可有精勤
大總督宮
由沙汰の事

辰閏四月二日

大總督府 参謀

田安中納言

昨今の時勢又付格別苦慮尽力の事件深感思食ハ猶此上見

込の儀を無忌憚り出万端可抽誠忠旨 大総督官 内沙汰
以事

辰月四月二日

大総督府 参謀

○

大久保一翁

右同文言二通

勝 安房守

右同文言二通

大総督府参謀より相達せらる別々房州言上書りり第廿三
号又出以

○ 閏四月三日出板タイムス新聞の訳

北国より来りし者の話より日本北部の諸侯一致して會津を
推して盟主とあり新政府を建てんとし其同盟の諸侯は
土井大炊頭土井大隅守兄弟丹羽長門守津輕越中守南部美
濃守佐竹右京大夫伊達陸奥守伊達若狭守相馬大膳亮中山
備中守松平大学頭上杉大膳大夫酒井左エ門尉本多宮内少
輔等是あり此諸侯の勢益強大にして其兵合せて二十二万
五千人進て江戸を離る事北里の地まで出張せりと云
今日を英国女王ヒクトリアの誕生日として例年の如く祝ひ
事日出度相済と云り

○
奥州小名濱在住の代官森孫三郎仙臺へ招呼せられ總督府より左の書付を渡されし由

伊達小名濱兩郡元代官
森孫三郎

右奥州伊達小名濱兩郡の郡司代は仰付はる第一人民を誠意に取扱ひ極老并に困窮の者共を別々に憐愍を加へ年貢其外無恙上納は松方端可擢忠勤旨に仰付は事

辰四月十日

鎮撫總督府

參謀朱印

同人へ

其方扶持の儀は是迄の通二百俵に下之支配下役の者へも同様に下之儀条万事節儉を元として由奉公可致旨に仰付は事

日附同前

又

以来代官の名目は差除郡司代と改めし付境目杭への御領郡司代何某と書付は松方仰付は事

日附同前

○海軍局より言上書

下恐有罪の私共一同乾坤の元華人倫の大変は際會仕是迄
卧薪嘗膽 此恭順の由趣意謹で相守り伏て 朝裁の出は
を奉待居は処弥 此裁許有之の條中は付ては江戸城尾
藩へ由預け相成は條と 御家由領地未ど相定り不中
軍艦軍器不殘由取上相成はとの二ヶ條過日海陸兩軍一
同より 督府軍門まて歎願書一封以大久保一翁勝安房守
指出はと 此思召をも不奉窺私意の取計甚以奉恐入は
つども私共一同篤と熟考仕は尾藩の 朝命とハ中あひの
ら宗家危窮の秋は方りて及て征東師の列は入り無論の心
得方と一同奉存右松の藩士我 徳川家を料理致し可中を

見受あがら我累代浴恩の民一同唯くとして奉命は松して
と第一人倫の大義地は墮ちはのみあはる名は我 徳川由
家名相存は共其実はこれを限して二百五十餘年の由鴻
図も一朝水の泡と相成は下恐三尺の童子も能く辨へ居
は後由座は將又軍艦軍器は我 徳川家保護の器して畢
竟今日等たは為と奉存は間何分以て 此家の存は相分不
中中は 天朝へ召上は松してハ上 此累代様由注意の
廉も相立不中下は私共一同是迄の由鴻恩は奉浴は趣意は
相戻り中はと奉中上はまぐも無之夫是以て一同断然決心
仕人倫の道相立はまて歎願形在は若又私共一同の歎願相

貫不^{つら}節と下^い微力素より宿怨の□藩を相手取り六十餘州の海上海岸に□の旗以後相見え不^し可仕心得よ。天朝ハ勿論諸藩領海岸并^し持船ハ決して私より手出仕間敷^し吳くも是^し中^の厚き。高諭^し奉^す背私^しに船を運用仕^は条擢髮難謝の罪^し奉存^しハ其私共一同の心事ハ地下^して。山累代様ハ可奉^り上^に恐惶謹言

辰四月

山家海軍

上様

○閏四月四日山觸書

此度水戸表国境へ関門^{かんもん}に取建出入共印鑑^{いんかん}を以て相改^しよ付てハ供并^しに用として彼地へ兵越^しに面くハ其段^しに目付へ相達右引合印鑑請取^しに可^し致^しに右の趣向くへ可^し達^しに事

閏四月

○閏四月三日出板へラルド新聞紙の訳

兵庫^{ひょうご}より^の便^{びん}よ。天子^{てんし}ハ尚大坂^{おほおさか}よ。山滞^{やまどまり}田^たなり^に此程^{このほど}歐羅^{おうら}巴^は人^{にん}等^らハ兩親王^{りやうしんおう}に拜謁^{はいてつ}せり是^{こゝ}尤^{なほ}栄^{さか}誉^よとソカベ^い大坂^{おほおさか}ハ静謐^{しやうみやう}して別段^{べつだん}の新関^{しんかん}もあ^り只^{ただ}當月^{とうげつ}十六日^{じゅうろくにち}一の驚^{おどろ}く

つく憐むづり事件なり其日大坂の城内に於て人足其木石
を取片付けふども間如何せし過ちや鐵の道具と石
と打合ひ火花を發し運とを扱々れ其近辺の火蒸し火移り
て石ハ八方に散乱し即死四人怪我人ありありと云

中外新聞第廿三号

慶應四年閏四月十日

勝安房守より 大総督府へ差出しし建言書

悚懼戦栗味死而言上仕の臣義邦の微名不圖 大総督宮
上聴に達し江府鎮撫の儀に委任せし仰出且昨今の時勢に
付苦慮尽力仕の段に感賞猶此上管見不憚忌諱可奉り上旨
深厚之 寵命不堪恐懼仕合よ座に元來臣義邦無才無能
唯一點の愚衷以不欺心平生の素心と仕然るよ今般 由
沙汰の趣身又取以て織芥成し得し事功の覺も無座實以
存も寄らざる事 今旨を奉り恰も夢中又夢境に入ら如く

恍として可奉報答處を不辨次第は座に在 仰付は職事
の如きは臣義邦不肖敢て其大任は當り可や器量無座に
猥り貪恩榮はへ上 朝廷を欺き奉り下民望は背きは
筋何分拜任は堪不奉恐入は抑昨今 天兵東降の際城地
献納の日は至るは晏然鎮静仕は中は臣義邦等は苦慮
尽力の及ぶ所は無座偏は 皇威の赫くはと寡君は
至恭至順誠心の致を所と奉存は実は
祖宗の基業を捨全く一家の私を不顧幽閉待罪の日とせ
しは 天朝尊奉 皇国治安を祈の意聊衰は所無座義邦
輩は於ても其誠意は感は鄙心頓は消尽仕只管はの純忠

又体認仕は尤自然府下寧靖天兵臨城の日も市肆不変衆庶
皇恩時雨の如きは奉感戴は事は最 聖化の普きは
処は座に得共亦は恪謹恭順の微功無之とも難は裁臣
義邦愚昧往日は將蒙 天譴の時死を以臣救可仕は微力
は行届不は遂は奉勞 六師征討一時邦内騷擾尚不測
の变故もは其末外国覬覦の端もは開き可は立至は
殺万死難償追念は及は得は慚懼身を容はの地無之
恐入奉存は何ぞ 大捨督官の恩命を奉拜受は堪可は裁
負罪の臣今更一言を奉献の地位は無座に得共令旨拜
見仕はは藹藹の言も捨はせはるは旨もは為在は間

恐をも不顧愚衷を陳啓仕以此上府下靜謐遠く辺境及一
生冥の安寧を謀らせりもんよハ臣義邦の如きの力ハ難
及ハ後又ハ座ハ前件奉中上ハ恭順の至誠士民を以て自ら
感化せしむる□□近日の行実こそ能其地位ハ適當仕ハ欵
と奉存ハ仰願くハ 聖徳天地又ハひと一き皇怒を以□□を
一々退隱仕 仰付府内ハ還任あさしめられハハハ府下の
衆庶必其恪恭ハ薰陶せられ漸く不令一々安靖ハ至ハハハ
尤負罪の□□遜国の間も無ハ座府内へ還させりハ事 朝
廷のハ威光一々拘り可ヤと議論も可有ハ座ハ得共飯令惡
人又ハハハ悔悟改心仕ハ得ハ咄嗟間ハ善人ハ相成ハハ事

よハ座ハ□□元と惡人トヤハハ無ハ座一時過錯取下の方
を失ハハハハ奉犯 天怒の以來痛責自艾仕ハ實蹟ハ前文
奉中上ハ通明ハ了ハハハ座ハ然ハハ今日の□□ハ前日の
□□ハハハハハ方今国家多難の時破格のハ權道を以てハハ
のハ仁術を施させられハハハ大ハ 皇國の為ハハハ可相成
ハハハハ無用を以有用を助け 皇化のハ為ハハハ相成ハハハ
と奉存ハ斯中上ハ得ハ偏ハ□□の為ハ地を為ハハハハ賢
察の程奉恐懼ハハ共臣義邦素ハ一事不欺を以世ハ處ハハ
ハ従来の持操ハ 大惣督府下及ハ元戎軍門從征一二の吏
臣ハハ粗存知の人も有之ハハハ誠ハ至愚至慙情意有之ハハ

又奉陳上以次第幾重も
此憐恕を成下件く萬と
此洞
察に下置り松伏て存
惻願に誠恐誠懼死罪を敬白

戊辰閏四月

勝 安房守

○四月中旬の布告書

諸侯冬 朝の制度の儀に追て可
仰出いへども去冬以
来引續き別々當正月三日後不容易の時勢に立到り迅速
上京 王事の勤勞せしめは段神妙の至
思召に然処永
く滞京致疲弊往々藩屏の任難堪松立到り以てハ実不相

濟事^{とま}に付供養并議定職参与職及び京師守護取締等^{とま}に仰
付置^{おち}の外に誓約相濟に輩^{とも}に左の通兵隊残置一先暇^{のり}に下
に就ては帰国の上先達て 此誓約に在るに 此趣意を奉
体認速に家政向改正に勿論未だ 皇国内に平定も不立
到事^{とま}に付弥以て不虞の備を嚴より於国邑 此指揮可奉待
此將又いさゞ 此誓約不相濟輩に其俟滞京可^{とま}に在るに 仰
出^{とま}に事

- 一 大藩 百五十人より二百人まで
- 一 中藩 百人より百五十人まで
- 一 小藩 廿五人より百人まで

但一右人數定の儀を兵隊のみより其餘役方の者用辨
相調は丈相當相詰可少捨て簡易質畧を主とし無用の者
滞在此度可致用捨事

附依 山沙汰警衛人數の儀ハ格別の事

○上野御殿へ歎願書の写

下賤の身を以て奉汚 尊聽は段如何にも奉恐入いへ共當
正月以来都府の安危を不為忍無勿体も日光 御門主様
駿城まで進興を為遊都下の生霊塗炭も落入い艱苦をい
救助を為成下置いより既も今日まで銘々家産安穩も管

来りの段偏も万民の愛撫の由懇情より出た処より全く
由仁慈を奉蒙り故の由儀と老少無限一同難有奉感佩は然
るも猶由仁意より多へ下賤の身を以て私に奉哀訴は段何
共奉恐入いへ共今般當 御門主様由上京を為遊は裁の趣
内へ奉傳承驚愕の至も奉存以下去其由事柄も於てハ素も
り私輩の可奉同筋も無由座いへ共此程 由勅使由入城以
来引續近境所いも戦争も由座い裁の趣も昨今都下の市
民共別々痛心歎息の折柄此上 由門主様由発都等も
仰出いも 由弥以大小の町人共忽ち力を落し即日途方も暮
れ随て商賣の路絶え果家産相續も難出来不得止事老少東

餒の苦海に落入り外手段無座の間仰願えくハ無量の
の心愛隣を以て都下は鎮撫は行届相成上下一同安心仕
て暫時の間は発都は猶豫の心沙汰を成下置いたるは門
前より住居在り私共を奉り上は迄も無座都府百万の町
人共無此上難有仕合奉存は此段不顧恐多 心輦下は伏し
謹て奉歎訴は恐以上

辰戌四月

上野池之端元黒門町

町人共連名

中外新聞第廿四号

慶應四年閏四月十二日

横濱在田佛蘭西国三兵教師の監督とノワシ氏書翰
の大畧

私後近日カラフト及び黒竜江辺を巡覽し其越は積り座
は付ては亞細亞東方及び日本の地図近て上木いゝは等
其図ハ是より有来りは図よりハ大きき且つ新より最精
密あり者ハ座は
建築術の教師甲必丹ジウルダシも旅行を企ては
騎兵教師帝国佛蘭西の竜騎隊流底南デヤルムも一先帰国

致度尤他日重て山頼相成以つハ早速参り可中旨出以
仏蘭西の新ニニストルウトレイ此次の飛脚船して十五六
日内又日本へ到着可致以

○我輩軍務使として日本へ参り以て俄に仏蘭西政府の趣意を
同盟国の勢力を増盛せしめ政羅巴の學術を廣く傳播しつ
し以より別の儀として以ては万一日本内乱有之敵味方と相
分るといふ一方を助け一方を攻め以て其の儀は成行はて本
国政府の意を全し相背き以て事は仏座に仏蘭西国は於てハ
只日本全国一致して強盛繁栄ある事を以て祈り居以て不
和内乱の爲は國民を損し国力を衰へしむるは其の儀は決し

て好み不中ハ

○

或る人一封の書を投て看客の捻代括囊軒と書たり其文は
曰新聞紙の益盛ある事喜悦は堪へば然るは新聞は新聞
なり何新聞何雜報といふ類陸續として出づるも其事ハ
大同小異ありて繁擾厭ふべきに似たり若し新聞新報の二
を以て遠国の報告を網羅し別報雜報を以て都下の東偏と
り西偏と布告し南郷より北部と傳達せば則脱漏の憾無
るべしと云く其言実と理有りと雖も他の諸新聞皆撰者各
異ありて一手又出ざるを以て互に重複するを免むべし吾が

社中ニ於て之を如何ともせらる事能まば中外新聞外編の如
き吾ガ社友の撰あつ又係くるそれさへ第九号又出せし詩を重かさね
て彼の第二号又出せり心附づる由あり況いはや其餘の新関
免あせし後あれば復またこれを止とむる由あり況いはや其餘の新関
會社絶たえて吾ガ社中又關係かんあきをや吾等此事を以て前の
書を寄よせし人又面告せんと欲ほされとも真姓名知し可らざ
る故又茲こゝに記して其厚意こうい又答こたへるのみ

○
京師より清水谷侍従并なり土井能登守箱館裁判所の副提督
又命せられ徵士井上石見岡本文平を同所在まを命せられ

近ちかく彼地かのちより出立しゅを乞こむき由

○
今月六日英船サラミス兵庫より横濱より入津いにニストル
パークス帰着きを

英國ロンドン在苗の友人より書状を贈くり當三月上旬より
出しる者よりして左の事をかり送かり

西洋各國平和無事あり

合衆國大統領ジョンソン國律を犯かする事ありて即今裁判
所の吟味を受け居る由亞墨利加の便べんより越こりて控かて國
律に違背いをかり事ありてハ王公貴人と雖も裁判所の處置ちより從

とざる事を得ざるあり

亞弗利加州アビレニー国にてハ英国人との戦争起まり
英国第一等宰相辞職一其代り又ジョーレルと云ふ人登用せ
られし此人ハ元來著述家あり一由其後議事堂の役人ト
あり一が才能兼備よりて政府の有司これハ敵とる者あり
を以て今の顯職ニ拔擢せられしなり

○
船のこと義邦の心をあやましむと云きて
所名

たぐとひて沖又こかろく船よりむねの烟をよもひ中ら

高

はくしりあことまをりて美作守のしやま

安房守義邦

さみしれま志づくと濁とすくく川をむを常ある世より
ふれバ

○

或る一諸侯其使臣を水戸に遣らし
上様ハ謹慎中ハ起居
奉同度自ら卷上可仕筈ハハいども嫌疑も有之却てハ為
りも不可然哉と奉存ハ乃略儀あがり使臣を以てハ機嫌奉
伺ハ旨をト述べ且ハ見舞とて土産の品奉献度ハいども

是亦遠路より心よ任せざる由をり上金一千兩を献納せら
れ其志殊勝餘有り其譜代の諸侯の誰もろくこそ有らぬ
りけと或人の語りき

○諭言數則

和蘭兵書中より抄出を 青眼居士 訳

兵士らん者も誰も皆我が身を以て本国の礎とらん事
事を心よ期せざんをらん事
兵士らん者も我より目上の人よ順従をるを第一とらん且
武器と衣服とも大切よ取扱ひあるよけ清潔ある松よ心掛
くべし決して華嚴を好むべらん

兵士の武藝を学ぶに常の事あれば言ふよ及ぶ暇らん
讀む書き算術を達者よとらん且本国の歴史と地理学と
必も学ばざんをらん

兵士らん者の必も一代の内よ世子ラールまを昇進せん
事を心よ掛くべし

譽まの重く生命の輕くとらん

又いりりとらん地の大名フランス人と戦ひし時林机よ
かき居し側へカノンの玉一つ飛び来り其響き雷の如く
あり彼大名少しも騒ぐんやらん
丹りゴロを顧みて曰汝今の音を聞きや甲比丹答て曰吾

只彈丸の往くを見ず未嘗て彈丸の來るを見ざ
フランス王ロデウイキ十五世ホントニ一とつち地こそ英
人と戦ひ兩軍互に陣を引きし時役人共へ申されたるハ我
國の怪我人を吾が子の如くは取扱ふべし一人の役人問
て曰英吉利の怪我人を如何取扱ひべきや王の曰く矢張
同扱ふ世話ついでと役人重き何故敵味方共は同扱
ふ取扱ひは裁王の曰兩軍相對峙する間こそ敵ふれ既は陣
を引ての後を皆吾が赤子と同一と

中外新聞第廿五号

慶應四年閏四月十六日

浪華の

行在所に於ては仰出の書面写

今般蒼生塗炭の苦を以て為救度 此仁恤の 聖慮を以て
此親征に 仰出海軍 觀覽相濟以上の関東の動靜に依
り直ちよ 大旗を東海道へ此為向 思召よ此為 在
此大総督より形情言上の次才も有之先浪華よ 行在は為
遊はよ付ての供奉の輩下よ至るまで別して厚く 此旨
趣を奉戴し聊も私怨を挾く公事を誤りし類の後決して無
之私深く心を用ひ戮力協心可遂成功は尚陪從の者心得違

無之抑是又各其家々^々に於て不洩^{不洩}松精^{松精}、可相示事

一 異変^{異変}の節、各其持場を固め、いまだ持場無之者^者ハ嚴肅^{嚴肅}と
 して、此指揮^{指揮}可相待^{相待}、若猥^猥り^々と奔走^{奔走}、混乱^{混乱}を生^生、或ハ持
 場を去り、他の功を争ひ、可為^{可為}不覺^{不覺}事

一 平生道路往來^{往來}ハ勿論行軍^{行軍}、^々とも互^互に道を相讓^{相讓}り、礼節
 を可^可尽^尽、若礼節^{若礼節}を失^失、或ハ不條理^{不條理}ヲ掛^掛け、可^可有^有之^之、^々も
 私^私に争論^{争論}、不及^{不及}其筋^{其筋}、可^可訴^訴出^出速^速、是^是非曲直^{非曲直}を正^正、公平^{公平}の
 由^由處^處置^置可^可有^有之^之事

一 軍中^{軍中}に於て、上下貴賤^{貴賤}、寢食^{寢食}、勞逸^{勞逸}を同^同く^々と^々すべき事

一 喧嘩^{喧嘩}口論^{口論}、堅^堅く禁止^{禁止}の事

一 民屋町家^{民屋町家}に立入^{立入}、乱妨^{乱妨}、狼藉^{狼藉}を勿論^{勿論}、押借^{押借}、押買^{押買}等^等、堅^堅く禁止^{禁止}の
 事

一 遠乘^{遠乘}、或ハ步行^{步行}の節、田畠^{田畠}を踏荒^{踏荒}、農業^{農業}を妨^妨げ、道筋^{道筋}の竹木
 を折取^{折取}、^々等の儀^儀有^有之^之、^々事

一 浮説^{浮説}、流言^{流言}を^々べて、人心^{人心}の疑惑^{疑惑}を生^生、^々儀^儀堅^堅く禁止^{禁止}、^々り自
 然^{自然}難^難差置^{差置}事件^{事件}、^々及^及ひ、^々節^節、^々速^速、^々其筋^{其筋}、^々へ可^可出^出事

一 猥^猥り^々酒會^{酒會}を催^催、種^種々^々醜態^{醜態}を顯^顯、^々儀^儀下^下、^々至^至、^々心
 得^得違^違ひ、無^無之^之、^々其主人^{其主人}、^々堅^堅く可^可付^付事

一 宿駅^{宿駅}馬借^{馬借}、^々限^限ら^々、^々総^総て^々旅宿^{旅宿}等^等、^々於^於て^々猥^猥り^々、^々忿怒^{忿怒}を發^發、
 小民^{小民}を畏縮^{畏縮}せ^々、^々儀^儀有^有之^之、^々事

一 貴を愛恤を不忘賤を恭敬を不失上下の間礼讓を專として下ある者の上は對し非礼の進退無之上は權威を以て下を不侮互は誠を推し儀緊要の事

右條に堅く相守若し心得の輩に有之と此度可相糺者也

戊辰四月

○雜報

尾張老侯中仙道より上京の途中去月廿八日急は国元へ引返り成る由信州に在る領地騒ぐは故はもと閑とゆ長崎辺切支丹の騒動段々事六々しく相成り官軍多勢取鎮めの為めは出張せし由

○辭職を請ふの表

陸奥宗光

俗稱陽之助土藩徴士

謹て奉言上は昔趣は當今 皇威四海は輝き日出度 而新
政は執行の中にも普く器量有之者を擧させられ諸国の武
士及び民間に在る者に至るも材力に應じ分際を論せ
るに採用は成はぬ一條を野無遺賢の美事最上の 而政令
四海一同奉感戴は儀は座は然るは宗光若輩の書生あり
て 而撰擢を蒙り外国事務権判事の重職はに加以段深重
の 皇恩山岳猶低く蒼海猶浅し士々の者の光榮何を以て
比類可仕哉如此はへは粉骨碎身 皇恩万分の一は可奉報

儀を不及中事よハハ一其不才の微身を省みハ処孔子漆彫
淵を以て仕へハハ未だ信の明訓有之其上外国交際ハ
四方又使ハ君命を辱めざる名士の職掌其実あくハ其
任を汚ハ儀恐惶慙愧の限り奉絶言語ハ最モ人撰ハ政務
の根本古今の難事殊ハ以て源頼朝以来武家掌握ハ有
之ハ大政務 皇威又依て再ハ 朝廷又復ハ 後醍醐天皇
万ハ山憂苦の 慮慮ハ貫徹ハ威世振ハの 以制令安危
の一挙可恐可慎の際ハハハ庸劣僥倖を以て重任又誇リ
或ハ門地又依て彼を奉け是を捨ハの嫌疑ハ餘儀あく頭
職ハ進ハハ等の儀有之ハハ復古ハ山美事万代ハ山基本

今日ハ朝政ハ於て安ララハハ大事ト奉存ハ最當
今賢哲在位才能在職固ヨリ撰奉ハ缺失有之間友事ハハ
とも宗光自己の不材を省ハて推考仕ハハハ千百中或ハ一
二誤ハ撰奉ハ應ハハ者有之間敷ハハ難ハ非器在職の害ハ
遺賢在野の害ハ如クハ一進一退の間利害得失少ハの
事ハ無之付テハ宗光ハ如キ短才微劣僥倖の魁ハハ者ハ可
有ハ座雖然容易ハ辭職仕ハハハ可奉背深重之 皇恩若又
辭職不仕ハハハ可奉汚清撰之重職進退殆度を失ハハハ共
自然 ハ新政の上ハ於て庸劣愚昧の者徒ハ 朝典を辱ハ
め明鏡の塵點ハハ相成ハハハ重ハ奉恐縮ハ次才ハ付依ハ之

過日伊達少將殿より其段歎願仕以共其採用無之不得止
事奉再願以赤心の微衷深由憐察を奉仰以恐惶謹言

慶應四年四月

○ 亞西亞略圖 一帖 陸軍所刊行 定價金三分

右ハ仏蘭西國教師セノワン先生自ラ日本字ニ翻譯シ
前田又四郎之を写シ上木セ一者トク亞細亞洲東北の部
殊ニ日本と魯西亞との境界を詳ニシテ精巧の地圖ナ
リ此度発売イハハハ間望の人モ雉子橋外陸軍會計所又
ニ開成所へ可シヤ出イ

大日本実測地圖 伊能勘ヶ由実測 開成所板 箱入

右暫く賣切ニ相成居イ此節前板の誤字を校正イ
製本出来ニ付下序布告イハ

○ 無題

作者不詳

孤軍援絶奈停囚、顧念君恩淚自流、一片丹衷能死節、睢陽千古
是吾儔

靡他今日復何言、取義捨生吾所尊、快受電光三尺劍、只將一死
報君恩

或曰近藤勇その力尽きて囚となりしに降を勧むるも降

らば従容として死し就く其刑に臨む時の詩ありと

○上野よりの布告書

御門主様水後近々、水上京可成遊み処俄々、水延引可成
仰出は又付市中より、水止の歎願書差出は向へ早く可成
通は松只今水殿よりは、仰渡はる水支配町々歎願人へ早
速水中間可成成は此段水達中以上

閏四月十一日

水門前水領分

名主名前畧之

外町々

名前名前畧之

中外新聞第廿六号

慶應四年閏四月廿日

富国强兵論

凡國富まざれば万民離散国力疲弊し兵強らざれば賊徒
蜂起敵国衅を窺ふの患ありて先づ富国强兵を欲せば農
業を賦税を薄し武役を除き農事を勸むる官を置き一年に
幾たびとあく巡見し堤溝を補ひ水旱の患を拂ひ惰怠の者
を之を叱責し商賈をば調達金等を薄くし商賣の為便宜な
る事ハ何事をも許し遠国の運送を自由なるとし一国一城
の主を諸港に商館を置き其地の産物を出し廣く交易を成

まゝ一城下をも一箇の役所を営み諸方より運び来り處の
品物を相當の直又買上げ速く代金を渡さば多く産物を
出さす先づ僧尼を還俗させ得意の業をなさしめ寺院を
廢毀し田圃とあさぎを莫大の地を得べし乞子を長屋の如き
處に集め相當の職を授け日課とし其迅速巧拙に随ひ上下
の手間代を渡さ可し盲目の者を西洋の如く傍人を以て讀
書講釈を開きしめ字を木石に凸刻し指頭にて摩捺し知
らしむべし聾者指頭を以て眼又更ふ可く聾者口眼を以て
事を脩むへく啞者耳目を以て業を営むへく而て後工夫を
凝らし多く便利ある新器械を造り出さば産物夥多あり

よ及て万国へ交易し出さば利益多しるべし政令を會議役
所を建て各州各郡の士農工商より博学多才の者を二三
人つゝ撰み出し置き種々議論煉磨し決定の上行も下情
上徹して宜う多し兵卒を山伏僧侶博徒軍学調煉を教
へし討伐の助ともあらずし新岡紙の諸州に其局を建
て何れに寄らば忌諱なく廣く世に行なはん事を欲さ如何
とあるが四民共々万国の事勢を亮察し上下の情を通じり
是より善きはあり是より富国强兵要務の大略あり

平井元次郎 述

○横濱新聞紙ヘラルドの訳

日本国中寺院の僧徒ハ 御門を其法侶の長トシ法王の如
きものと思ひ偏ハ其身を倚頼セシメ此度神道歸一の号令
出ルルニ依リ大ニ騷擾を發せんトシ若シ佛徒相集リテ事
を起スガ疾雷の轟クガ如ク忽チ全国を驚クルニ至ルベシ
其勢必ず南北兩部の會盟諸侯より遙ニ大なる威權を握
ルニ至ラルモトシテ開化未全の國ニ於テハ神佛の信仰甚
シキヲリ寺社の權勢甚大ニシテ帝王ト雖モ制馭シ難キ事
多シ希クモ日本の 御門陛下此事ニ注意シテ其禍を避け
全国を以テ安寧ナラシムル事ヲ

○

皇帝陛下今月七日大坂より京都へ 還御ハリル由

前号の新聞紙ニ載セラルアピシニ一の戦を同国の酋長暴
悪無道ニシテ罪なき者を惨酷の刑ニ處シ加之滯留の外国
人を殺セシメ依リ英國より問罪の師を差向ケル事あり

○田安殿ニ呈セシ書

臣義邦謹テ當今の形勢情實を陳述奉テ上ル既
ニ去ル十一日都城内渡有之 大総督御入城遊サレハテ上
リ以来今日ニ及ハ其内處置ニ付何等の事 仰出も無之
江府鎮撫等ニ 仰出厚ク御配意ハ座内ニ共人心目ニ

悔々疑念相結び其方向を辨せんと重く君臣の礼節を守り以
者ハ恭慎存存在ハ一其往日の大城今日に至り以てハ野草繁
茂郭墜落剽郭門を乞丐非人の巢穴と相変リ実又人臣ハ
者是を見ろよ忍びざるの形勢と相成リ以ハ家人の面々其
養ハ所の子弟後僕の如きも其主采邑を失ハ飢渴及以者
大抵三十七八万人又下らん是ガ為又都下三百万の商人同
く生産を取失ハ夜間ハ盜賊横行無辜を切害し老幼路上
倒主死し杜者ハ近郊ハ屯集強盜を事と致し以体誠見聞
又不堪ハ如斯く尚数日を経ハハ民を水火の中又投ト
以又同く皇天覆載の蒼生亦何等の罪ハ座ハ裁一圓辨解難

仕と奉存ハ固より小臣輩又至以てハ負罪の者速又斧鉞を
加へられ或ハ放逐ハ遊ハ其其罪又應トハ嚴罰ハ仰付ハ
處置ハ座ハ可然状況ハ今外よりハ強国交際盛より
て外国の士民踵を接し居住の者数千人又下らん北方ハ強
魯又接境ハハ邦内協力同心雄を海外又争ハハ事を方今
第一のハ急務と奉存ハハ国内の人心方向を失ハ忌懼を抱
き竊ハ離散の基固く相成ハハ仕向ハ遊ハ何共以て拙
考ハ能ハざる所假令鉄艦艘艘猛卒数百万をハ備ハ座ハ共
何のハ用ハ不相立空く同袍憤争の端と相成可ハハ定め
てハ推算ハ在ハハ事負罪の小臣輩頗る過當の過慮ハ

此座にへ共我 君上の念願爰外ありん此誠意至恭の心
中も當今の此摸松といはれ終り水泡と相成誠と悲歎痛哭
不堪此三家此三卿は立置いも此際此補翼は遊且を
朝廷へ此忠諫此尽力此座に此後を下憚其此職掌裁と奉存
此間不憚忌諱奉中上の近日小臣 大摠督府下へ一書を拜
呈仕にへ共元より負罪の身分此採用不相成いれ尤の此
事と奉存にへ此形勢切迫大瓦解し立到可中を傍觀仕にを
実と忍びざる所何卒 閣下猶此力を添させられ 督府へ
此歎願は成下いれ難有可奉存に元より小臣一人の後
無之都下百万の生霊を此為救いを 大摠督府の下恐此大

任と奉存に小臣元来頑愚の性質忌諱を相冒し罪を以て
死を賜ふし死後の幸何事は是は過ぎ可し我今心裡を以
て毫も不色奉り上の死罪に謹言

閏四月

勝 安房守

三月廿八日の事あり一英國ロンドンにて一人の魚商召捕
られ裁判所の吟味を受けし其故に此商人腐りし海老
二千の四十個を賣りし答に依てあり終り罰金四十ポウン
を出し事を決せり斯く僅の代呂物と重き罰金を出さしむ
るも人命を大切としらるが故ありと云

桃李の核の中の仁は青酸といふ大毒の氣有り是も此頃
の事ありし佛國のトウロンといふ地にて四五歳の小兒
三人桃の仁を食ひいづれも劇き腹痛を發し半時を経ざる
間一人も死し外二人を医療を竭して漸く死を免れられ
り尚人命の大切ある事と付て話らる次号と出さ

○
中外新聞賣弘所 本町四丁目中程北側にて柳河氏出張
と此尋可下以書林其外共右出張所にて取引し

閏四月

中外新聞第廿七号

慶應四年閏四月廿二日

横濱出版新聞紙の抄訳

亞細亞人を改羅巴人とも慥酷ある事多し輕罪と雖も死
刑之處一年、非命と死をる者夥し或は喧嘩口論に依て殺
害せらるれば其子弟たる者必敵討と云ふ事をあし甚しき
に至りては怨を報ゆるが爲に全家の男女を殺し何も知ら
ぬ赤子をさへ屠り尽せしに至る就中日本にては怨もあは死改
羅巴人を殺し或は暗夜に往來の人を切害するあど甚とい
えれあき事あり尤も人を殺したる者の死罪を行ひ其外刑

罪の法の設け在りと雖も刑といふものの愈重たれハ随て
犯者愈多し罪人を少うらしめん欲せハ家毎に教へ人
毎に諭して人命の大切ある事を會得せしハ道理を辨へ開
化の民とあるは非たば罪人の絶ゆる時ありやべし日本の
武士の平話を聞くと人を切る事菜を切ると如しと云を愉
快の事とし自身を捨る事塵芥よりも輕しといふ事は誇る
者多し全国を保護するが爲に戰場に臨みて命を輕んじ譽
れを重しとむるこそ武士の本意あるは平日私の怨を以て菜
を切るが如く人を切り塵芥を捨るが如く命を捨る事豈天
地の正理あるんや造物主生を好み人を愛しやしの眼を以

て看そふをさかば何しと思ひやらん 前將軍の親族ある
水戸といふ諸侯の家臣先年争闘ありて互に相殺戮し終に
野州といふ地にて戦争あり一旦平治せしが近日又水戸の
屋敷に於て十餘人の重臣を殺せし由又同ト親族ある諸侯
尾張も今年第二月其重臣十三人を同日に殺害せり日
本人従前の例を以て考ふれば他日必其敵討といふ事幾度
も有るべし此の如き事屢くあらざれば又於ては互に相怨
相殺して結局一國の人民子遺なきに至るべし若し日本人
互に相残害し人種減少をうん至らば唾手して此豊饒膏沃
の地を占領する者あらん是れ日本全国の爲に憂ふべきもの

第一あり窃ひそかに希ねがくハ日本人上ハ王公より下ハ細民こまぢ又至いたり
きて生命いのちを重おもし私怨ひそかにを捨て民口たみぐち増殖ふえ全国ぜんこく繁栄はんえいの事を謀たくら
振ふる又致いたして死しそのわがめ

○
掛かくも畏おそく我われ 天皇皇帝陛下てんかうてんおうてんげ明神めいじんと大八洲国やっしゅうこく一いつろ
めを事こと天地てんちと共とも窮きうりありと雖なも中世ちゆうせい以来いらい臨御りんご其道きだうを失う
ひゆひ一いつ又因よて国亂こくらん相尋あひまぎ 皇威かうい萎し茶ちして振ふるえん大権たいけん遂すい
又武門ぶもん又移うつりり降くだりて足利氏あしかがしの季き又至いたりて壞亂くわいらん極ごくまり
天下復てんかふく 天皇陛下てんかうてんげの尊たうきを知しる者ものあり時とき又我われ 東照宮天
賜たまの智勇ちゆうゆう又資すけり凡たゞは櫛くしけり雨あめ又沐あし備そなは百戦ひやくせんの艱苦かんくを

を嘗なめ亂らんを挽ひひ正ただし又一いつ遂すいは 皇威かういの陵夷りやういを扶たすけ蒼生そうせいの
塗炭とたんを救たすひ能よく天下てんかの侯伯こうはくを統御とうごし海内かい内復寧靜ふくせいせい凡波揚ぼやう
がらざる事こと殆たいてい今いまは三百年さんひゃくねん其功そのこう豈いかでか大たいありばや其德そのとく豈いかでか盛さかなり
まや然しかしハ則すなはち我われが神州しんしゅう政權せいけんの徳川氏とくがわしは帰かへりや真ま又天授てんじゆ
あり人與ひとよあり豈いかでか 天皇てんかうの私ひそに賜たまふ所ところありんや豈いかでか將軍かうじんの私ひそ
に取とる所ところありんや然しかるを我寡君われくわくん前まへ大將軍たいかうじん公こう一朝いつしやう祖宗そうそう傳承てんせう
の軍職ぐんしやくを辞やし政權せいけんを 朝廷てうてい又歸かへせられしハ抑何おさへんの心こころぞ
や祖宗そうそう在天てんの靈たま又對たいして不孝ふかうとやいもん不義ふぎとやいもん
蓋なほし是こゝろは我徳川氏われとくがわしの將士しやうし八万人はちまんにん各疑惑かくぎかくして辨解べんかいする能よく
ざる所ところあり我請われこうふ試しし之これを辨解べんかいせん抑おさ 東照公とうしやうこうの天下てんかを

治平をりや願ふ意を文学に留められりと雖も文教猶未
甚明あり公の令孫水戸の源義公大に文学を脩め大日
本史を撰べり我国の春秋と謂ふべし爾來大義名分大に国
中を明あり至まり夫れ天に二日あり地に二王無し我國
鎌倉以還の形勢 天皇の下に將軍ありて專國政を執り大
権を握る恰も国に二主ありが如く人に二頭ありが如く不
都合あり事して國体宜きを得ざるあり況や近來外國交際
の道漸く開け西洋の文学東方の名教と化し世界の文教將
に合して一とあらんとする秋米たるは於てをや此時は方
りて人にも二頭あり如き不都合の國体永く我日本国内に存

まべりるべし但此義吾侪凡人の得て知る所は非だ獨我寡君
前大將軍公の惠眼能くこれを洞視せしむのみ故に一旦
断然として祖宗以來天授相傳の政權を 朝廷に歸されと
るを蓋し是も他あり我神州を以て唯一王上一頭の國とあ
る永久治安を保ち海外の強國と駢立せん事を欲せられと
るあり是も我寡君前大將軍公の至正至公一毫の私なき礎
貴島の大倭心よして帝 孝明天皇皇帝陛下に對して忠義
の心尤深きのみありん抑又我 皇國億萬の蒼生に對して
深仁厚沢千歳比倫ありと謂ふべし然も則我徳川氏の祖
宗に對しては孝且義といふべきのみ抑上古 天孫降臨の

日當時大八洲の国主出雲の大神奉命恭順此国を奉てこれ
を 天孫^{アマノミコ}と譲^{ゆづ}とり余を以て之を觀^みまは今日寡君政權奉還
の功業遠く大国主^{オホクニノミコ}と踰^こつと言ふと雖も敢て過言^{あやまり}は非^{あら}ざる然
るを彼も干^かへ 天子の礼享^{れいじやう}を辱^をらう此を後臣の異議^{いぎ}先駢^{せん}
の争鬪^{さうとう}等よりして方今猶^{なほ}幼冲^{せうちゆう}なり 今上皇帝陛下
の逆鱗^{ぎせきん}は觸^ふれ遂^{すなは}ち征討使東下^{せいとうしとうげ}せらるるに至^{いた}り此時^{このとき}は方^{かた}りて
彼建御名方神^{タケノミナカタノカミ}明神^{あきかみ}の類^{るい}の如^{ごと}き者極^{たぎ}りて少^{すく}うらば或^{ある}を云^いふ
東兵直^{とうへいぢく}は西上^{せいじやう}して遙^{とほ}く承久^{じやうきう}の故智^{こぢ}を襲^{おそ}んと或^{ある}を云^いふ暫^{しば}く
之を駭^{おそ}る遠^{とほ}の間^まは防^ぼぎ軍艦^{ぐんかん}を以て直^{ただ}ち其巢窟^{そのうく}を突^つくと議
論^{ろん}頗^たら紛然^{まごころ}死^しを以て寡君^{わくきん}を犯^かむ者少^{すく}うらば然^{しか}りと雖も寡

君平生の素心尊 上の誠意確^{まこと}乎^やとして変^かへば泰然^{たいぜん}として
動^{うご}くは富士の嶺^{のね}の磐根^{いわね}よりも堅^{かた}く憂^{うれ}国の情益^い厚^あく伊勢の
海の底^{そこ}よりも深^{ふか}く獨^{ひとり}り国乱^{くにらん}の因^よりて以て増長^{ぞうぢやう}せん事を恐^{おそ}と
又外海の其蒙^{まう}隙^{きやく}は乘^{のり}せん事を患^{うれ}ひ窃^{せき}は漏^{ろう}相如^{さうじやう}の心を師と
一^{ひと} 愈^い々^い恪^{かく}慎^{しん}恭^{こう}順^{じゆん}屢^る諭^{ごん}を下^{くだ}して 王師^{おうし}は抗^かむ者^{もの}は又^{また}を我
身^みは推^おむる同^{どう}しと云^いへり是^{こゝ}に於^おて関東^{かんとう}の根本^{こんぽん}は江戸の
城^{しろ}を開^{ひら}き海陸軍士^{かいりくぐんし}の精神^{しんげん}は銃艦^{じゆうかん}を献^{けん}し水戸^{みづと}の僻邑^{へきいち}は退
去^し伏^ふて 天裁^{てんさい}を待^{まち}つゝ至^{いた}り嗚呼^{ああ}其用心^{しよんしん}の深遠^{しんえん}にして
且^{かつ}苦^{くる}き何^{なに}を其^{その}と此^{この}の如^{ごと}く甚^{こゝろ}きや但^{ただ}憾^{がん}らくは 王師^{おうし}武
甕^{ぶさう}雷^{らい}徑^{けい}津^つ主^{ぬし}の神兵^{しんぺい}は非^{あら}ざる臣^{おみ}を以て君^{きみ}は敵^{てき}し末家^{まつか}を以て本

家を征し弟をして兄を代しむ倫理綱常顛倒滅裂それ
を何と云言ん嗚呼文教の盛ある近時の如く名義の明
る目今の如く殊更王政復古紀綱一新の際にあつて此
不可思議の挙り怪く奇く殆將口を開き言ふべき所
を知らん然りと雖も我輩天地間の誠又忍ぶべからざる
を忍び却て恐懼戦慄恭肅謹慎を以て他あり是を窺ふ我寡
君恭順患国の大倭心又体一誓て国の為家忘と公義の
為私利を去るる日夜昊天又号泣明神又哀願を以て
も寡君の至誠至忠速又天地又貫徹神明を感格明神
と大八洲国一ろめさむ 天皇皇帝陛下の寵恩天賞を辱

せん事を冀望と云ふ

慶應四年閏四月

津田真一郎真道泣血謹識

○ 外国人の書翰は左の報告なり

因州の兵三百人兵庫に於て英船船号にヤロを雇ひ今月八
日出帆せし又紀州の海辺にて烈風暴雨又逢ひ航海叶ひ難
く不得止兵庫に帰り翌日再び出帆せんとせし又兵士何れ
も恐怖し陸行を乞ふと一決し雇賃割戻しの相談又及び
りとも船主とより約せし事を交むべしと云ひし

依り其内五十人餘儀あり乗船一十一日横濱に來着を他の二百五十人を東海道より急ぎ江戶に來るべしと云
又何方の兵あるやを知らば南黨の兵三百五十人亞墨利加飛脚船コスタリカを雇ひ海路より江戸に來るべしと一決
一談判及び一處此船の社長ブルクスといふ人局外中立の法を守り堅くこれを拒絶せり
右コスタリカ船も公使の布告に遵從し中立の法を守り
りどもミヤコ船は其規則に違ひ一故に其事を付て去る十日
六日各国公使會議あり十七日ハ日曜日あれば十八日再び
集會して議論一定をべしと云ふ

又聞く南黨の兵隊會津征伐の爲に蒸氣船二艘より兵庫より出帆せし此船若し外國船あらば再びミヤコ船の如き議論起るべし

佛蘭西人コウントモンブラン 御門の師傅とあり永く京師に滞在せし趣凡そ何れも外國百般の事務を盡して此人の裁断に出つ威權甚盛なりと云ふ此人を佛國有名の博徒たり

現今諸方の脱走兵一万餘人箱根山に屯集せしと聞く到底何の日々治平に歸るべきを知らば

紀州の蒸気船ニポウル此頃紀州侯の簾中を迎ひの為ニ来
りしが簾中ニ宗家の傾顔を見捨て故郷ニ帰るを不義
ありと云て敢て帰装を整へられざるに依てニポウル船空
しく帰帆せし由

○京師の布告書

松平肥後賊徒を集め隣境へ兵を出し官軍ニ抗し暴激益相
募り段相聞えしに付今般薩長の兵越後路へ差向ひ各
藩より合速に追討可致旨の沙汰に事

四月

○三條正親町兩御不日は海路より江戸に下向すべき由

